
第24回市場公募地方債発行団体合同IR

～共同発行債の商品性と今後の取組み～

令和7年10月28日（火）

この資料は地方債の特徴等を説明したものであり、投資勧誘を目的とするものではありません。

..... [目次]

- 1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み**
- 2. 共同発行市場公募債の商品性**
- 3. 足許の動向**
- 4. 令和7年度共同発行市場公募債の発行計画**
- 5. 今後の取組み**

1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み

経緯

国の財投改革の流れを受け、公的資金中心の資金調達から民間資金へのシフト

※平成15年度地方債計画では民間資金のウェイトが約半分以上まで増加



平成15年4月
共同発行市場公募債の新規発行

※根拠条文
地方財政法 第5条の7

「証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる」

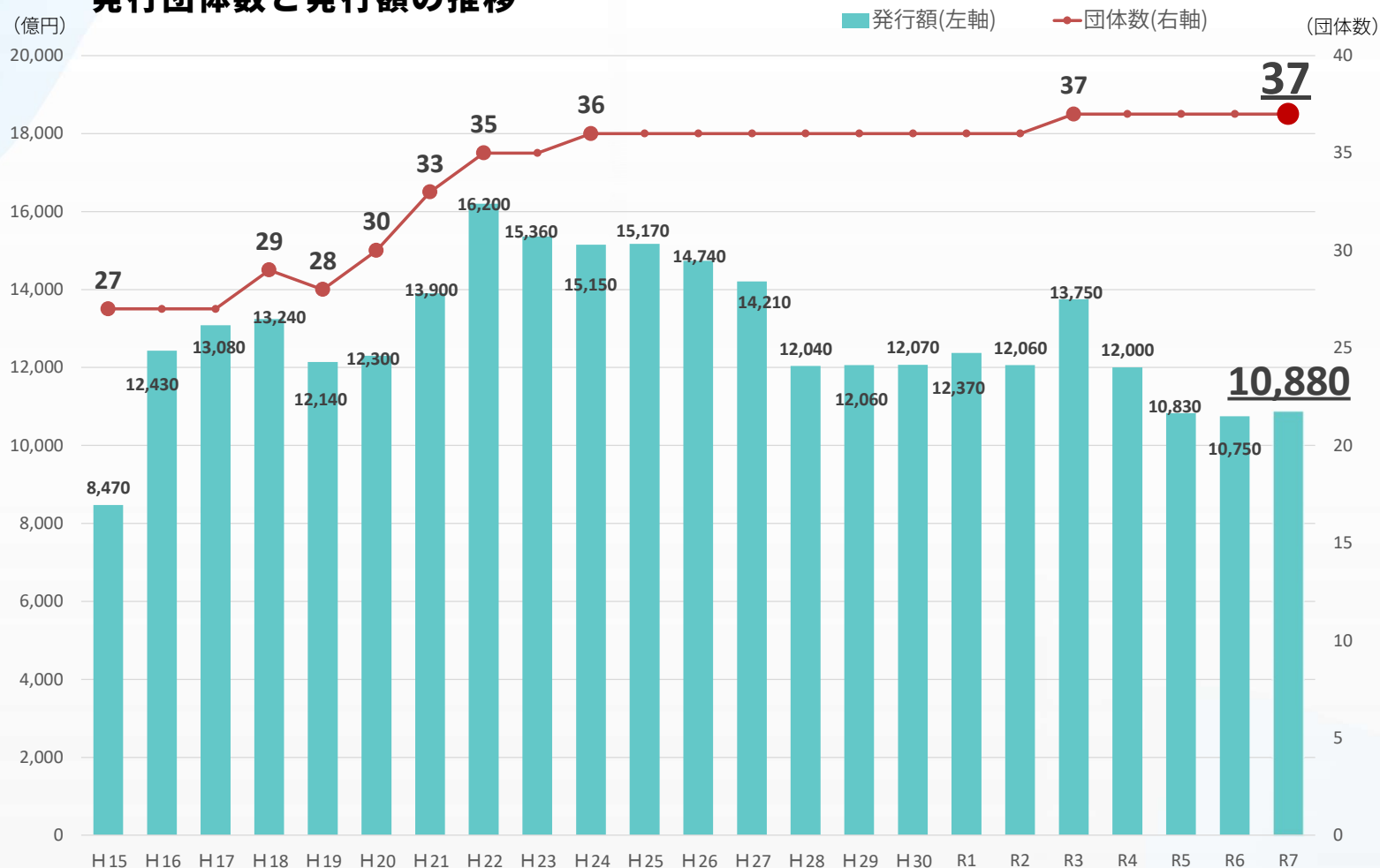
狙い

01. 地方債市場におけるベンチマークとしての商品発行

02. 安定的かつ有利な民間資金調達の必要性

1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み

発行団体数と発行額の推移



年度	新規参加団体
H15	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市
H18	熊本県、鹿児島県
H19	大分県、静岡市 ※福岡県、横浜市、名古屋市は脱退
H20	岐阜県、新潟市
H21	福島県、岡山県、徳島県
H22	三重県、奈良県
H24	福井県
R3	浜松市

2. 共同発行市場公募債の商品性

高い流動性と**極めて強固な償還確実性**により、
投資商品としての優れた商品性を確保

高い流動性

01. 毎月の 安定的な発行

- ・ 毎月1,000億円程度の発行を継続
- ・ 発行条件決定日：10年国債入札日の原則2営業日後
- ・ 発行日：毎月25日（但し、25日が銀行休業日に当たる場合は、その前営業日）

極めて強固な償還確実性

02. 連帯債務方式

- ・ 地方財政法第5条の7に基づき、全ての発行団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

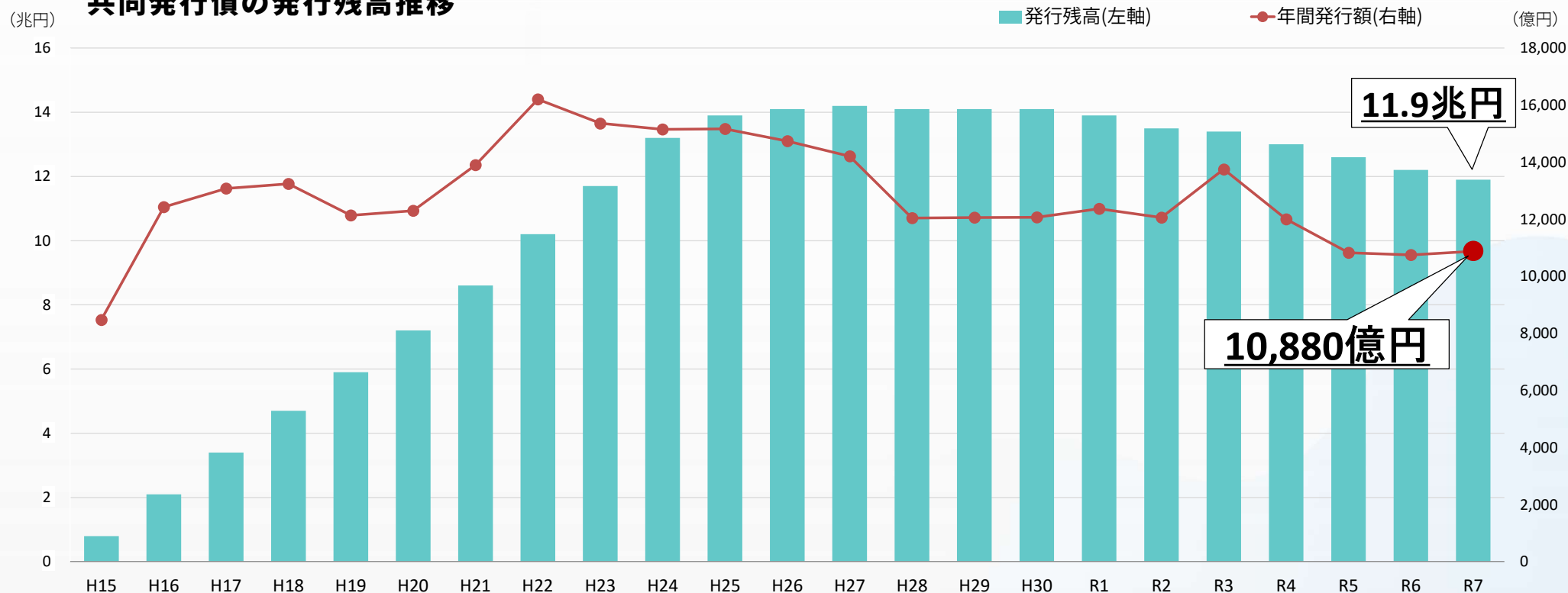
03. 流動性補完措置 (ファンド)

- ・ 発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行うため、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

2. 共同発行市場公募債の商品性 (1) 高い流動性の確保

- ・毎月1,000億円程度、年間1兆円を超える発行を継続しており、**流動性の高い商品**。特に、大きなロットでの投資を志向する投資家の投資ニーズにマッチ。
- ・発行残高は約11.9兆円（年度末見込み）となるなど、**地方債市場全体のベンチマーク銘柄としての地位を確立**。

共同発行債の発行残高推移



2. 共同発行市場公募債の商品性 (2) 極めて強固な償還確実性の実現

連帯債務方式

共同発行参加団体による連帯債務方式を採ることで、償還確実性に関して極めて強固な仕組みを実現。

流動性補完措置 (ファンド)

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預ける形で流動性補完を目的とするファンドを設置。

その年度において最も元利金支払の額が多い月の元利金支払額の1/10程度の額を維持するよう、各参加団体がそれぞれ所要額をファンドに毎年度積み立て。

当該ファンドにより、不測の事態にも期日どおり元利償還を行うことが可能（タイムリー・ペイメントの確保）。

2. 共同発行市場公募債の商品性 (2) 極めて強固な償還確実性の実現

流動性補完ファンド残高の推移

(億円)

250

200

150

100

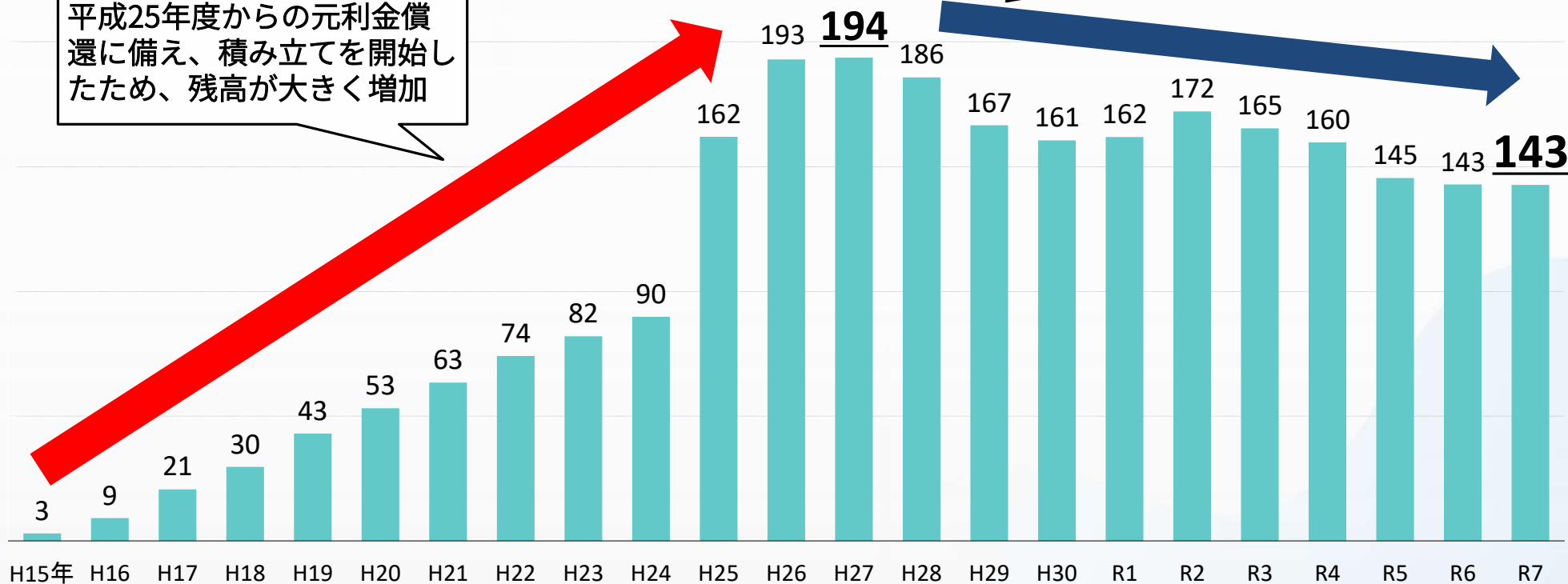
50

0

H15年
度末 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7

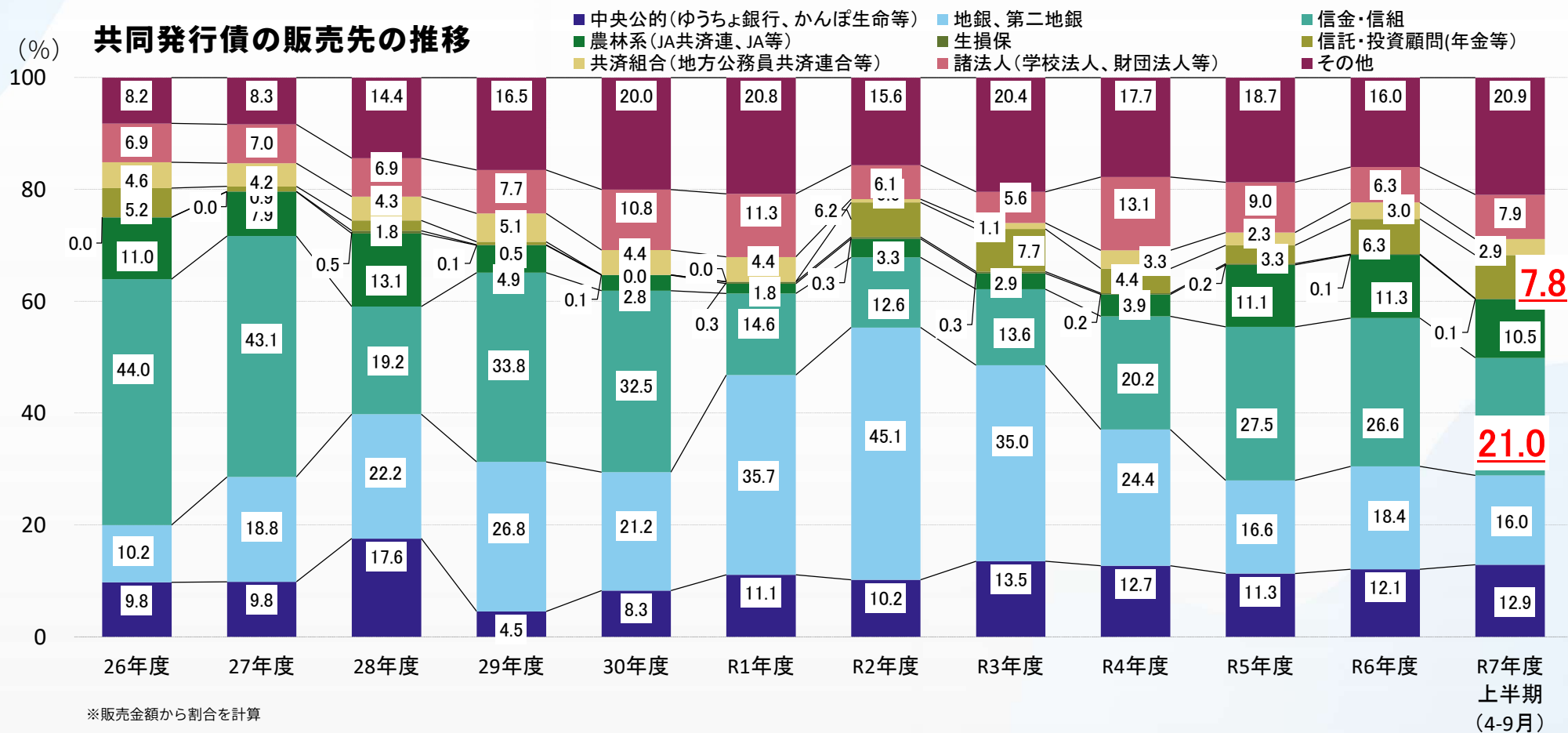
平成25年度からの元利金償還に備え、積み立てを開始したため、残高が大きく増加

平成28年度以降は、発行額が一時期と比べて減っていることや、想定する利払い分の利率が低下したため減少

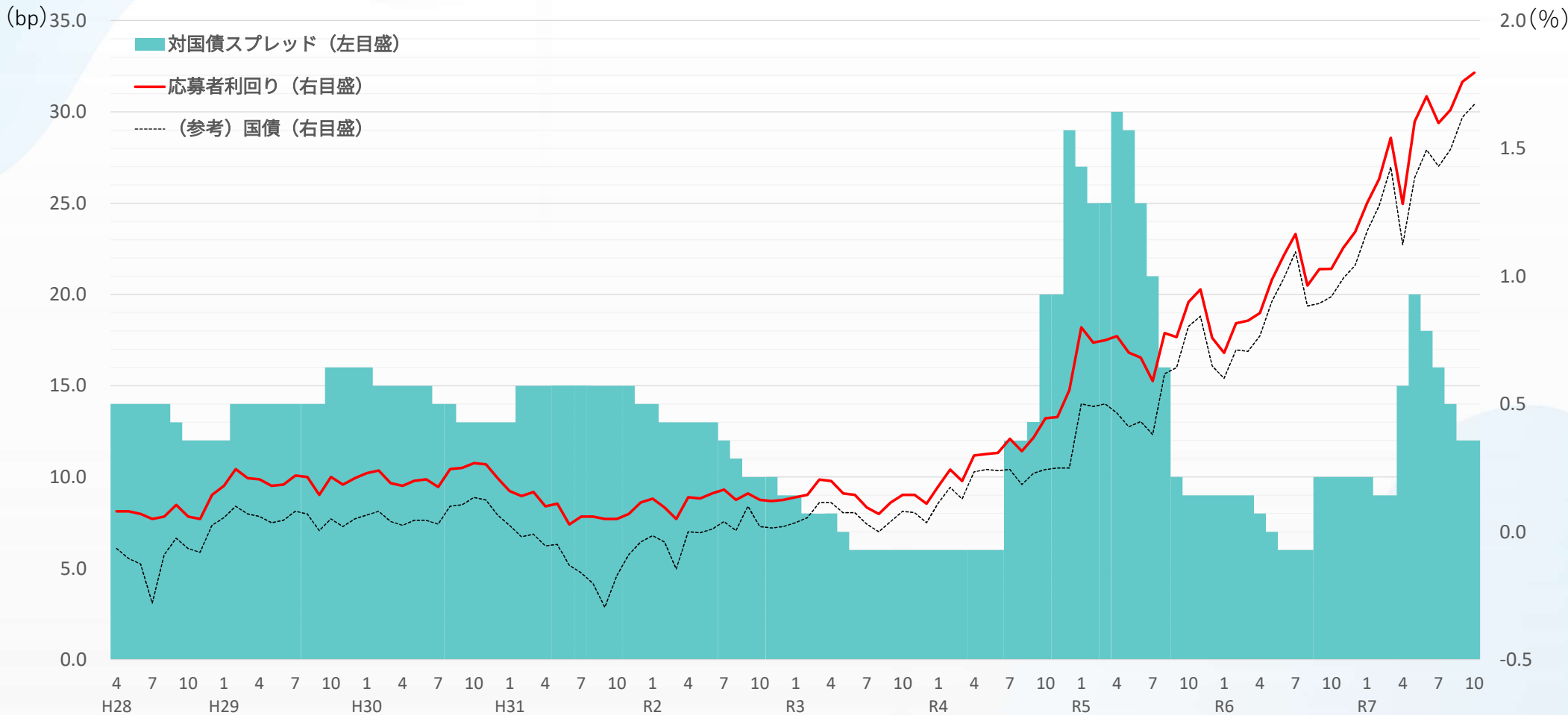


3. 足許の動向 (1) 販売先の特徴

近年の金融環境の変化に伴い、投資家構成の変化が大きい状況。



3. 足許の動向 (2) 発行スプレッド・応募者利回りの動向

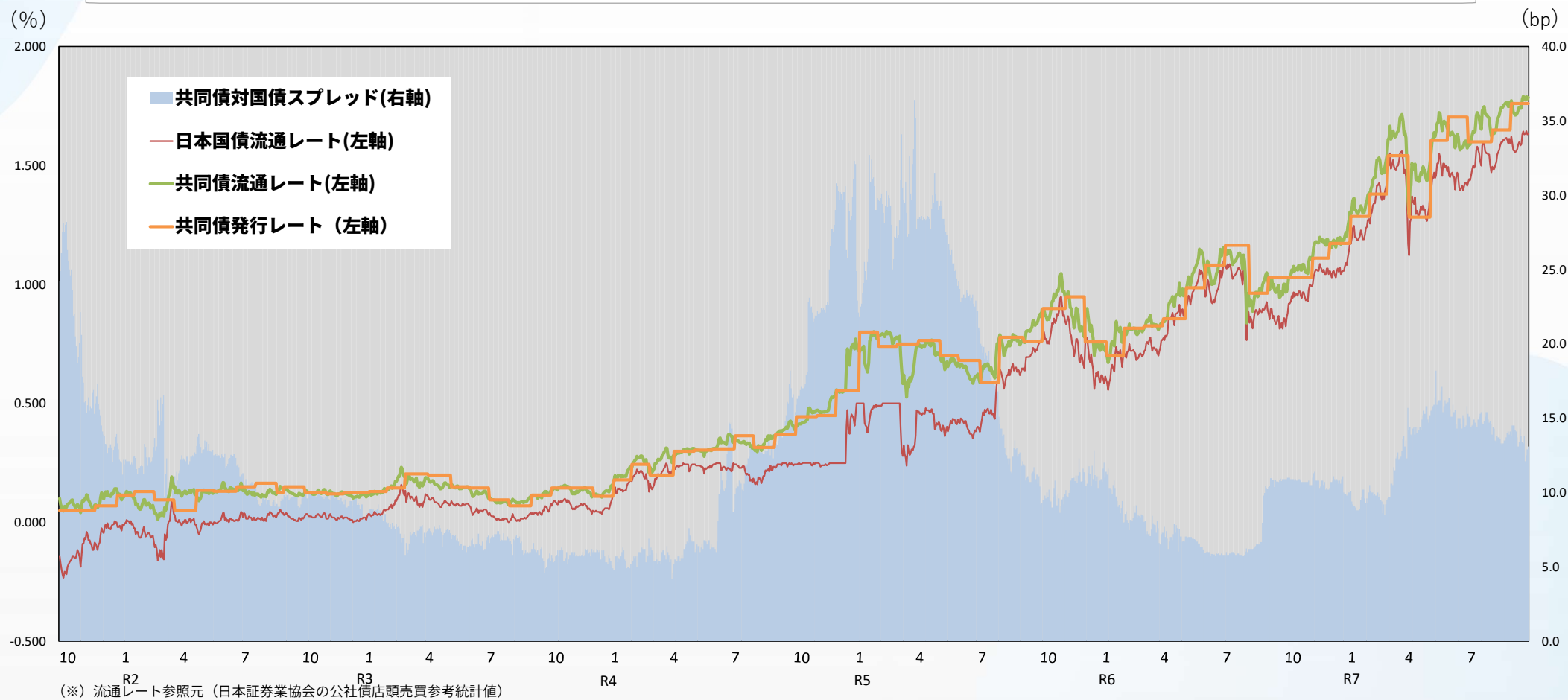


(※) H28/5～7月債、R1/7～10月債、R2/3は、絶対値でのプライシングが行われた。

(同期間の対国債スプレッドは、スプレッドプライシングが有効であった場合の水準)

3. 足許の動向 (2) 発行スプレッド・応募者利回りの動向

流通市場でも発行市場と概ね変わらない水準で取引されている。



4. 令和7年度共同発行市場公募債の発行計画

- ・ 令和7年度の参加団体は**37団体**。
- ・ 発行総額（計画）は**1兆880億円（※）**。（※）各団体の予算案において、連帯債務対象額を債務負担行為として計上。
- ・ **毎月1,000億円程度**の発行を計画。

参加団体

市場公募債発行団体41団体のうち約6割が参加

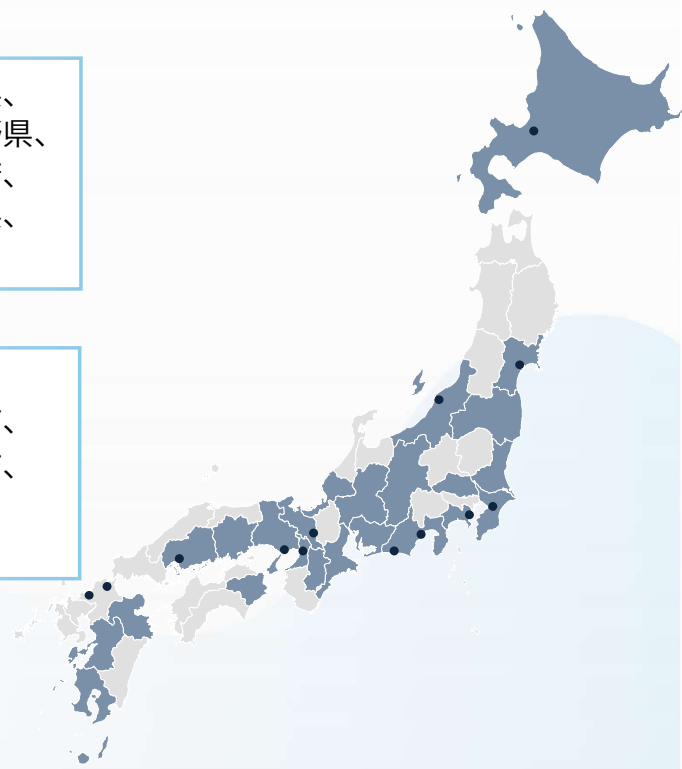
道府県 **24** 団体

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県

市場公募債発行団体20団体のうち約6割が参加

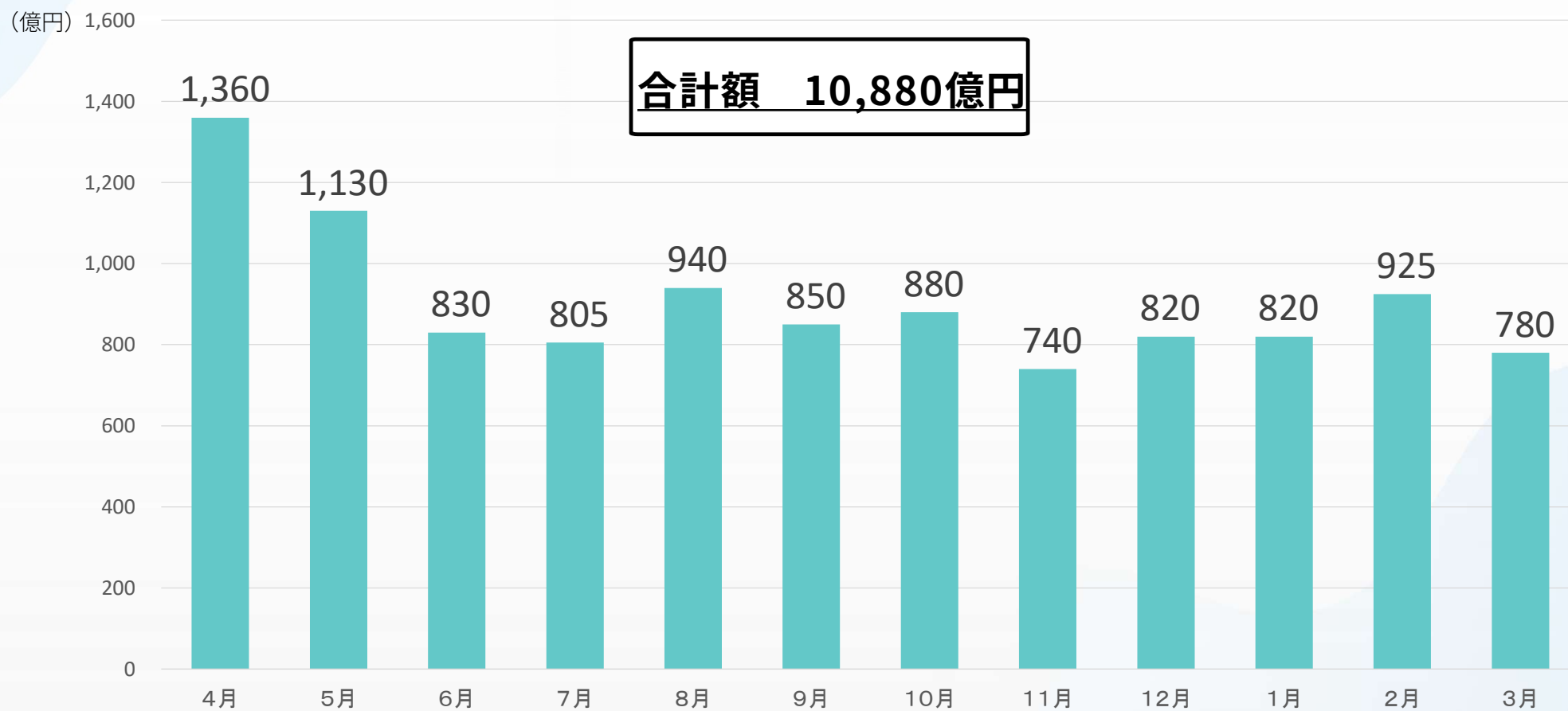
政令市 **13** 団体

札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市



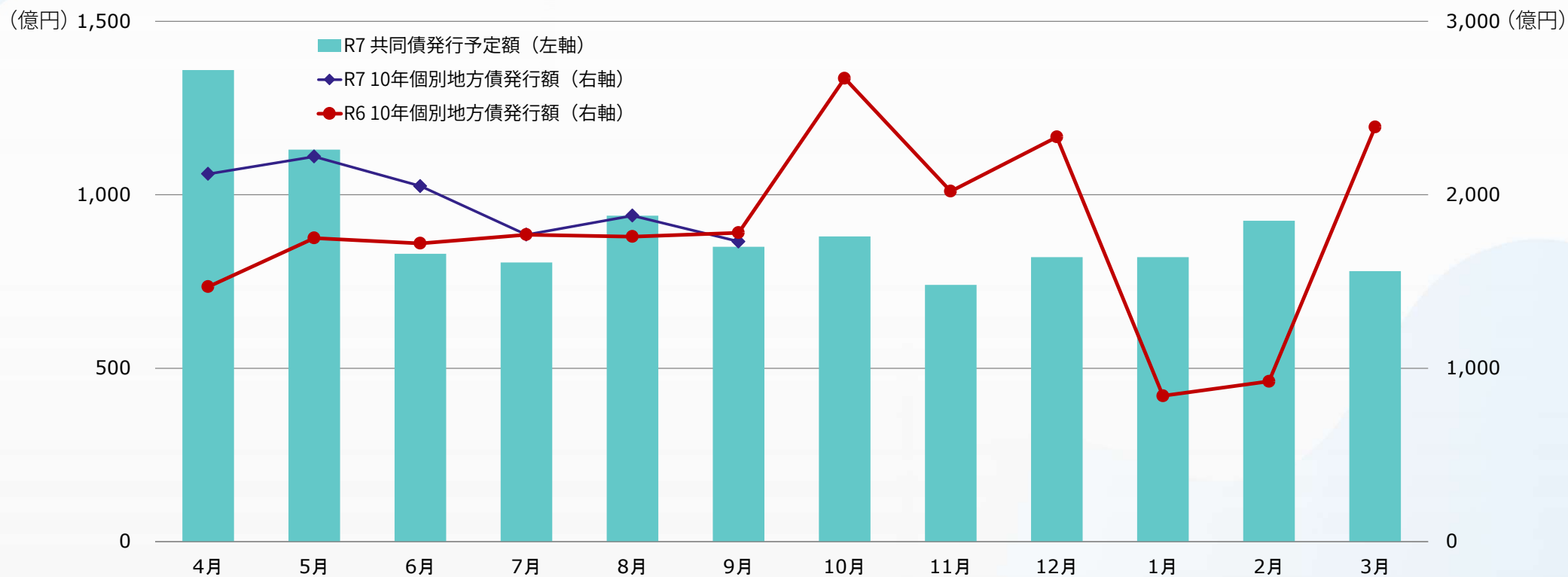
4. 令和7年度共同発行市場公募債の発行計画

月別調達予定額 ※団体別の発行額は別紙参照



4. 令和7年度共同発行市場公募債の発行計画

- ・流動性・投資機会の確保の観点から、**毎月一定程度の発行額**を確保。
- ・個別地方債の発行量も踏まえた**10年地方債全体での月別発行量の平準化**。
- ・個別地方債（10年）の発行量が多く見込まれる10～12月は発行量を減少。



5. 今後の取組み

(1) 市場との対話の一層の重視

- ✓ IRによる投資家層の拡大
(例) 合同IRでのブース設置
- ✓ 市場関係者の皆様の声を真摯にお伺いし、
商品性の向上を検討

(2) ベンチマーク債としての地位の確立

- ✓ セカンダリーも含めた価格の透明性向上策
(例) 地方債協会HPから共同発行債売買
気配情報の配信



地方債市場全体の活性化に寄与

[参考]

（１）共同発行債 I R

開催日	説明者
平成21年 3月	総務省、発行団体（大阪市）
平成22年 3月	総務省、発行団体（千葉県）
平成23年 3月	総務省、発行団体（京都市）
平成24年 3月	総務省、発行団体（埼玉県）、地方公共団体金融機構
平成25年 3月	総務省、発行団体（神戸市）、地方公共団体金融機構
平成26年 3月	総務省、発行団体（茨城県）、地方公共団体金融機構
平成27年 3月	総務省、発行団体（広島市）、地方公共団体金融機構
平成28年 3月	総務省、発行団体（静岡県）、地方公共団体金融機構
平成29年 3月	総務省、発行団体（北九州市）、地方公共団体金融機構
平成30年 3月	総務省、発行団体（北海道）、地方公共団体金融機構
平成31年 3月	総務省、発行団体（福岡市）、地方公共団体金融機構
令和2年 11月	地方債協会HPにてIR資料・動画の公開
令和3年 10月	地方債協会HPにてIR資料・動画の公開
令和4年 10月	地方債協会HPにてIR資料の公開
令和5年 10月	地方債協会HPにてIR資料の公開
令和6年 10月	地方債協会HPにてIR資料の公開

（２）海外 I R

開催日	説明者
平成25年11月	ドーハ、アブダビ、ドバイ
平成26年10月	ジュネーブ、チューリッヒ、フランクフルト、ロンドン
平成27年10月	パリ、オスロ、ストックホルム
平成28年 9月	フランクフルト、チューリッヒ、コペンハーゲン
平成29年 9月	香港、シンガポール
平成30年 5月	ロンドン、フランクフルト
令和元年 7月	シンガポール、香港
令和2年以降	新型コロナウイルス感染症の影響等により開催中止

ご清聴いただき ありがとうございました

【公式HP】 共同発行団体連絡協議会HP <http://www.kyodohakko.jp>
一般財団法人地方債協会HP <https://www.chihousai.or.jp>